

就労選択支援の対象者・支給決定について

1 就労選択支援の対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

サービス類型		新たに利用意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・就労経験がある者（年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

(参考)

就労継続支援B型の対象者

令和7年9月まで	令和7年10月から
①50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者	①同左
②就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者	②同左
③①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者	③①及び②に該当しない者で、就労選択支援事業者により、就労面に係る課題等の把握が行われている者
④通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの	④同左

2 就労選択支援の支給決定

●支給決定量

日単位（〇〇日/月）で支給決定を行います。
原則の日数は「月の日数－8日」となります。

●支給決定期間

原則1ヶ月

以下の例外事由に該当する場合に限り、1ヶ月ではなく2ヶ月の支給決定を行う場合や、1ヶ月の当初決定の後一度のみ1ヶ月の延長決定を行う場合があります。

【例外事由】

- ・自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
- ・作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等の課題があり、進路を確定するに当たり、1ヶ月以上の時間をかけた観察が必要な場合

●支給決定のプロセス

障害福祉サービス（訓練等給付）の支給決定プロセスにより、支給決定を行います。

①申請→②認定調査→③サービス等利用計画案の作成・提出→④支給決定

●障害児に対する支給決定（みなし障害者への変更）

就労選択支援は18歳以上の障害者向けの障害福祉サービスですが、15歳以上18歳未満の障害児で就労選択支援の利用を希望する者については、児童相談所長が障害福祉サービスを受けることが適当と認めた場合に、障害者とみなして就労選択支援を支給決定します。（これまでの就労移行支援によるアセスメントと同様の取扱い）

●特別支援学校等の生徒に対する支給決定

就労選択支援については、特別支援学校高等部、高等学校、中等教育学校後期課程（以下、「特別支援学校等」という。）に在籍する生徒の利用も可能とされています。

就労選択支援は、特別支援学校等の1年次から利用可能であり、また、在学

中に複数回実施することも可能です。なお、中等部については、15歳以上かつ卒業後進学の意向がない者について利用を想定しております。

また、生徒が学校の授業日に就労選択支援を受けるために登校できない日については、当該生徒の出欠の扱いについて、校長の判断により「選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として「出席停止・忌引等の日数」に計上することが可能とされています。

3 その他

令和7年9月までに就労移行支援事業所等による就労アセスメントを受けた者、令和7年10月以降に地域に利用可能な就労選択支援が少ないといった事情により、やむを得ず就労移行支援事業所等により就労アセスメントを受けた者が、B型の支給決定を希望する場合については、令和7年10月～令和8年9月及びその後当面の間に限り、当該アセスメントをもって支給決定することも可能とする取扱いを予定しています。

(ただし、聞き取り等により就労選択支援によるアセスメントを受けることが適当と思われる場合は、就労選択支援の案内を行うことがあります。)

他の日中活動系サービス(生活介護、就労継続支援等)との併給について妨げるものではありませんが、就労選択支援が原則1ヶ月の限られた支給期間でアセスメントを実施して対象者の選択を支援するサービスという趣旨を踏まえて決定を行います。

(同一日の利用については、「就労選択支援の報酬の概要について」をご確認ください。)